

公益財団法人愛媛県消防協会 理事会議事録

1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

第1号議案 「公益財団法人愛媛県消防協会就業規則の一部を改正する規則」について

改 正 後	改 正 前
<p>(休日)</p> <p>第21条 休日は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 土曜日及び日曜日</u></p> <p><u>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</u></p> <p><u>(3) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）</u></p> <p><u>(4) その他、協会が指定する日</u></p> <p><u>(休日の振替)</u></p> <p>第22条 会長は、業務の都合により職員に前条に規定する休日に特に勤務をすることを命ずる必要がある場合は、当該勤務を命ずる必要がある休日以前の直近の土曜日から同日を起算日とする1週間の期間内にある勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）を休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることにより、休日を振り替えることがある。</p> <p>2 会長は、前項の規定に基づき職員の休日を振り替えた時は、速やかに当該職員にその旨を通知するものとする。</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第25条 年次有給休暇は、<u>1の年（暦年をいう。この条において同じ。）</u>ごとにおける休暇とし、その日数は、<u>1の年において20日</u>とする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>職員は、12月末日におけるその年の年次有給休暇の残日数を、20日を限度として、次の年に限り繰り越して請求することができる。この場合においては、その繰越日数を、その年において与えられる年次有給休暇より先に使用するものとする。</u></p> <p>4 <u>年次有給休暇は、職員の請求に基づき、職員の指定する期間に与えるものとする。ただし、会長は、職員が指定した期間に年次有給休暇を与えることが業務の正常な運営に支障を与えるときは、職員の指定した期間を変更することがある。</u></p>	<p>(休日)</p> <p>第21条 <u>休日は、県条例第2条第1項に規定する日及び県条例第11条第3項前段に規定する週休日とする。</u></p> <p><u>(休日の代休日)</u></p> <p>第22条 会長は、前条に規定する休日に特に勤務することを命じた場合には、<u>県条例第2条の2の規定により、当該休日に代わる日（以下「代休日」という。）として、勤務日等（休日を除く。）を指定することができる。</u></p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第25条 年次有給休暇は、1の年 _____ ごとにおける休暇とし、その日数は<u>1の年</u>において、<u>20日</u>とする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>当該年に新たに付与した年次有給休暇の全部又は一部を取得しなかった場合は、その残日数を翌年に繰り越すことができる。ただし、その残日数が20日を超える場合は、20日とする。</u></p> <p>4 <u>職員は、年次有給休暇を取得しようとするときは、年次有給休暇簿（様式第5号）によりあらかじめその期間を指定して会長に請求するものとする。ただし、会長は、業務の正常な運営に支障があるときは、職員の指定した期間を変更す</u></p>

<p>5 年次有給休暇は、日又は半日を単位として与える。ただし、職員から時間を単位とする年次有給休暇の請求があったときは、1の年につき5日の範囲内で時間を単位として与える。この場合において、時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算するときは、8時間をもって1日とする。</p>	<p>ることができる。</p>
<p>6 年次有給休暇の請求は、年次有給休暇簿（様式第5号）を会長に提出して行わなければならない。</p>	<p>5 年次有給休暇の取得については、1日単位又は半日単位若しくは1時間単位とする。</p>
<p>7 会長は、第1項及び第2項の規定による年次有給休暇のうち5日については、毎年、職員ごとに与える期間をあらかじめ定めることにより与えるものとする。ただし、第4項の規定より年次有給休暇を与えたときは、当該与えた年次有給休暇の日数（当該日数が5日を超えるときは、5日とする。）分については、この限りでない。</p>	

附 則

この規則は、令和2年11月20日から施行する。

- 2 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事
大西 浩司
- 3 理事会の決議があったものとみなされた日
令和2年11月19日
- 4 理事会議事録の作成に係る職務を行った理事
大西 浩司

令和2年11月2日、理事 大西 浩司が全理事16名及び全監事3名に対して、理事会の決議の目的である事項について、上記1の内容の提案書を発し、当該提案につき令和2年11月19日までに全理事から同意の意思表示を得、また全監事から異議がなく、公益財団法人愛媛県消防協会定款第34条に基づく理事会の決議の省略の方法により、当該議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、理事会の決議があったとみなされた事項を明確にするため、本議事録の作成に係る職務を行った理事は、次に記名押印する。

令和2年11月20日

公益財団法人愛媛県消防協会
代表理事 大西 浩 司